



女川町監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により監査を行ったので、同法第199条第9項及び女川町監査基準（令和2年女川町監査委員訓令第1号）第17条第1項の規定により、これを公表する。

令和3年8月4日

女川町監査委員 丸岡 美穂



女川町監査委員 佐藤 誠



監 査 結 果 報 告 書

1 監査の種類 財政援助団体等監査

2 監査の期日等

期 日 令和3年7月14日（水）

場 所 女川町役場 3階 委員会室2

監査委員 丸岡 美穂 ・ 佐藤 誠一

3 監査の対象

(1) すばらしいおながわを創る協議会（補助金・生涯学習課所管）

(2) 女川町体育協会（補助金・生涯学習課所管）

4 監査の着眼点

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って活用されているか、また効果をあげているか。

5 監査の実施内容

あらかじめ担当課から、当該団体、当該事業の概要及び事務の執行状況を知るうえで必要な書面の提出を求め、担当職員から説明を聴取し、上記4の着眼点に沿って監査を実施した。

6 監査の結果

(1) 概ね良好に処理されていると認められた。

(2) 概ね良好に処理されていると認められた。

(指摘事項)

すばらしいおながわを創る協議会の決算において、科目を流用して事業実施されたものがあった。事業計画や予算の作成に当たって、事業実施に必要なものに関しては、できるだけ当初より予算に組み入れることが望ましい。